

#### IV. 研究ノート

### 日本における師範学校の制度 及びカリキュラムの変遷過程

— 創設期（1872～1880）及び整備・確立期（1881～1911） —

鳴門教育大学 浜 田 博 文

#### はじめに

今日、学校教育をめぐる諸問題の広範化・深刻化は、教員の質のあり方を厳しく問うている。人々が学校での問題や事件を批判する時、そこには必ず教員への非難が含まれている。それは、「以前に比べて教員の学歴や学力は高まったかもしれぬが、教員としての資質能力は高まっていないのではないか」という疑念を反映しているように思われる。

教員需要の減少とそれに伴う教員採用率の低下という事実は厳然と存在する。換言すれば、教員になるための“競争率”は以前に比べて間違いなく高くなっている。しかし、それにもかかわらず、「教員の資質能力が高くなった」という意見には異論が多いのではないだろうか。それはなぜか。

大学の教員養成課程は、教員採用率の低下に伴い、そこでの教員の質とともに、その存在意義自体を問われている。そこでは、教員として採用される卒業生数をいかに増やすか、そしてそのためにどのような教育を行うか、が至上課題とされる。こうした中で、各都道府県等の教育委員会が実施する教員採用試験内容にいかに対応するか、が大学における教育内容の基本指針化している状況の存在を否定することはできない（もちろん、すべての大学がこれに当てはまるわけではないが）。このことは、今日、教員採用のあり方が大学教育の内容、ひいては教員の質に極めて重要な影響力を有していることを示している。

以上の状況を踏まえると、教員採用率の低下という事実は、大学が大学自身の教員像を構想し、それに基づいて養成カリキュラムを創造・構築し、そのもとで教員志望者の自主性や主体性を生かしつつその自律性を育成することに対して、抑圧的に作用しているのではないかと懸念を拭いきれない。さらに、先の教員免許法改正にみられるように修得単位数の増大によって養成課程を“整備・充実”させ、教員の資質を高めようとする施策は、反面、大学カリキュラムの硬直化と学生自身の学習活動の画一化を招くのではないかと危惧をも呼び起こす。これらが教員志望学生の自主性や主体性を抑え、ひいては教員として不可欠な資質であり、しかも大学においてこそ培われ得る自律的素養の育成を阻害しかねないとの指摘が全く正鵠を射ないものと断言で

きるだろうか。

この問題は、教員を養成する機関としての大学が、何に基づき、何に依拠して教育を行い、同時に研究を行うか、を厳しく問い返すことの必要性を示唆している。そもそも「大学」で教員養成を行うということはどういうことなのか、長い教職生活における養成段階の位置はどのようなものであり、「大学」がそれに関わるとはどういうことなのか、また「大学」でこそできることはいかなることなのか。これらの問題について改めて深く問い直すことから、教員養成のあり方を考えることが必要なのではないだろうか。

翻って、今日の教員養成制度を形成した基本原則は、言うまでもなく、戦後改革期に種々の議論を経て導き出された「大学における養成」と「開放制」である。この時期、中央レベルでは教育刷新委員会・文部省・CIE、地方レベルでは各師範学校等を中心にするめられた教員養成制度改革論議は、様々な葛藤や混沌状況のなかで展開され、「妥協」を積み重ねつつも、「大学における養成」と「開放制」という2原則を導き出した。それら諸論議の紆余曲折の過程は、すでに先行研究が明らかにしているところである<sup>(1)</sup>。

この原則が、制度としての現実化・運用段階、すなわち旧師範学校の新制大学・学部への転換及びその運営過程で、常にそれとは相反する事態に直面せざるを得なかったこともまた事実である。教員需要に対応した安定供給、教員の質的水準の維持等の要請は、「2年課程」の設置や、「目的養成」への傾斜化、あるいは国家基準の強化、といった施策・趨勢を正当化してきた。こうした趨勢は、上記2原則との間に矛盾をはらむものとして論議されてきたのも事実である。だが、目的、基準準拠的な教員養成は、それ自身まったく否定されるべきものとは言えない。両者の関係を対峙的、相剋的なものとしてのみ捉える議論よりもむしろ、基本枠組としての2原則と、その現実対応的運用形態という関係として捉えるほうが建設的であろう。すなわち、あくまでも基本原則は「大学における養成」と「開放制」であり、その枠組内での目的養成や基準準拠的養成だということである。そしてこのことは、目的養成を担う教員養成系大学・学部がそれ自身のあり方を具体的に考える際の基本前提として堅固に踏まえられねばならない。すなわち、教員養成という「目的」を担いつつも、それはまぎれもなく中等教育機関でも専門学校でもない（後述するように、師範学校は中等教育機関的位置づけののち、戦時下に専門学校程度に「昇格」している）「大学」なのであり、また「開放」的な免許状取得制度の枠組内に存在しているということである。

思うに、40余年前に難産のすえ産み出された「大学における養成」原則が指していた「大学」という概念を、いま一度問い直すことが必要なのではないだろうか。教員養成に携わる大学教員・研究者の間で、教員養成制度やカリキュラムのあり方を原理的、根本的に問い直す作業は未だ不十分なのではないだろうか。現行制度を形作った基本原則としての「大学における養成」と「開放制」がいかなる背景のもとで導き出されたのか、その含意は何であったのか、に立ち返っての議論が必要なのではないだろうか。

以上の問題意識のもとで、本稿は、戦後教員養成制度改革の論議と実態を考察するための基礎的作業として、戦前の教員養成に関する先行研究に依拠しながら、主として制度と教育内容の2点に限定して師範学校の歴史的変遷過程を整理しようとするものである。戦後改革期における教員養成改革についての議論は、それ以前における教員養成制度とそのカリキュラム、及びそれが抱えていた諸問題を踏まえた上で、様々な角度から展開された。そこでの議論は、戦前・戦中の教員養成が内包していた種々の問題状況を、それに関わってきた論者がそれぞれの立場から指摘しあい、各者の教育観、教育理念をぶつけ合う過程であった。本稿は、こうした議論を考察するための前提資料的位置にある<sup>(2)</sup>

師範学校の歴史は1872(明治5)年の官立師範学校(東京)設立に始まる。以来戦後の教員養成制度発足まで70余年にわたり、師範学校は絶えず改変を繰り返してきた。ここではその過程を、次の3つの時期に分けて整理する。すなわち、師範学校が各府県に設立され、量的普及がなされていく創設期〔～1880(明治13)年〕、種々の法制が整備され、全国的標準化がなされていく整備・確立期〔1881(明治14)～1911(明治44)年〕、そして、中等教育段階から高等教育段階への「昇格」が模索され、ついに専門学校程度に昇格する改革模索期〔1912(明治45)～1943(昭和18)年〕である。

紙幅の制約から、本稿では上記の「整備・確立期」までを記述し、本誌次巻(1992年4月刊行予定)にその続稿を掲載する予定である。

## 1. 創設期〔～1880(明治13)年〕における制度とカリキュラム

1872(明治5)年にまず官立師範学校が東京に設立され、そこでは教科書・教具等すべて米国式での授業法を中心とした教育が行われた。1873(明治6)～1874(明治7)年にかけて、各大学区に1校の師範学校(大阪、宮城、愛知、広島、長崎、新潟)が設立され、また各府県に教員養成機関が次々に設立された<sup>(3)</sup>。しかし、1877(明治10)～1878(明治11)年にかけて、財政緊縮のため東京師範及び東京女子師範以外の官立師範学校はすべて廃止され、府県立師範学校への補助金配布という制度に切り換えられている。

この頃の師範学校は「授業法を専門的に教授する学校として出発し、普通学科を置くようになってからも、授業法が中心的な学科」<sup>(4)</sup>として位置づけられていた。

師範学校のカリキュラムの中に初めて「教育学」が登場するのは、1879(明治12)年2月の東京師範学校の教則改正によってである。この改正では、予科(2年)・高等予科(2年)・本科(1年)が置かれ、「予科(2年)⇔本科(1年)」を小学師範学科、「予科(2年)⇔高等予科(2年)⇔本科(1年)」を中学師範学科とした<sup>(5)</sup>。そして、予科及び高等予科では普通学を主とし、本科には心理学、教育学、学校管理法が重要学科として置かれ<sup>(6)</sup>、「もっぱら教育に関する学術を修めるもの」とされた<sup>(7)</sup>。このカリキュラムは、いわゆる普通科目の上に教職科目を

積み上げるといった形態をとっていた。

同じ年の9月には「教育令」公布により「各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ」（第33条）と規定され、翌年12月にはこれが「各府県ハ小学校教員を養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」と改められたことにより、師範学校は各府県に必置とされるに至った。

明治10年代には、小・中学校の制度・教育内容に関する法的整備が進められ、教員の資質や資格等をめぐっての法制化も進められていくが、その中で1881（明治14）年8月、「師範学校の教育内容について定めた最初の一般的規定」<sup>(8)</sup>である「師範学校教則大綱」が制定された。その内容において東京師範学校の教則が「モデル」とされたことは容易に推測されることである<sup>(9)</sup>。各府県によって設立された師範学校はこの規程に基づいてそれぞれの規則を定め、教育内容を形作っていくこととなった。

## 2. 整備・確立期〔1881（明治14）～1911（明治44）年〕における制度とカリキュラム

この期は、各府県において設立され、当初はそれぞれに独自性をもって運営されていたと思われる師範学校が、種々の全国的基準や規程によって徐々にその形態を標準化され、さらには教育内容の細部にまで国家的統制が及び、画一化されていく時期として捉えることができる。ここでは、その制度とカリキュラムに比較的強い影響を及ぼした法令を軸としてその推移を辿ってみることにする。

### (1) 1881（明治14）年「師範学校教則大綱」制定

「師範学校教則大綱」によれば、師範学校には初等師範学科（小学初等科の教員養成、年限1年）、中等師範学科（小学初等科・中等科の教員養成、年限2年半）、高等師範学科（小学初等科・中等科・高等科の教員養成、年限4年）の3等の学科を置くこととされている。

入学資格は、「品行端正、体質強健、年齢17年以上ニシテ小学中等科卒業以上ノ学力アル者」（「但年齢ハ土地ノ情况ニ因リ15年以上」も可）（第8条）、授業時数は、「師範学校ノ授業時限ハ1年36週1週28時ヲ以テ度トス」（第10条）と規定され、「各等師範学科毎週授業時間ノ一例」（表1-1、表1-2、表1-3）も示されている。各学年は2つの級に分けられ、それぞれの級において各学科目が課されるべき時数（週割）が示されている（「体操ハ適宜之ヲ授クヘシ」とされている）。

この学科課程例は、中等・高等の各師範学科の例では、それぞれの2級までに「修身」以外の普通科目のほとんどを履修し、最終級では教職科目を中心に履修するという形態になっている（初等師範学科の場合は1年間であるため必ずしも明確ではない）。

また、当時文部省から府県に示された「師範学科課程表」によると、「教育学学校管理法」及び「心理」の各科目の内容は次のようである<sup>(10)</sup>。

表1-1 「師範学校教則大綱」(1881年, 明治14年)  
に示された学科課程の例  
(初等師範学科の場合)

学 科	第1年		計
	2級	1級	
修身(附礼儀)	4	4	8
読書	10	3	13
習字	6	2	8
算術	6	3	9
地理	2		2
物理		2	2
教育学 学校管理法)		8	8
実地授業 体操		6	6
計	28	28	56

表1-2 「師範学校教則大綱」(1881年, 明治14年)  
に示された学科課程の例  
(中等師範学科の場合)

学 科	第1年		第2年		第3年	計
	5級	4級	3級	2級	1級	
修身(附礼儀)	4	4	3	3	3	17
読書	10	6	6	6		28
習字	6	4	3	2		15
算術	6	6	5	3		20
地理	2	2				4
歴史		2	3			5
図画		2	2	2		6
生理		2				2
博 物	動物		2	2		4
	植物		2	2		4
	金石			2		2
物理			2	2		4
化学					2	2
幾何				2		2
記簿				2		2
教育学 学校管理法)					8	8
実地授業 体操					15	15
計	28	28	28	28	28	140

表1-3 「師範学校教則大綱」(1881年, 明治14年)  
に示された学科課程の例  
(高等師範学科の場合)

学 科	第1年		第2年		第3年		第4年		計
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
修身(附礼儀)	4	4	3	3	3	3	3	2	25
読書	10	6	6	6	6	6	8		48
習字	6	4	3	2	2				17
算術	6	6	5	3	3	3			26
地理	2	2			2	2			8
歴史		2	3		3	3			11
図画		2	2	2	2	2			10
生理		2				2	2		6
博 物 学			2	2					4
			2	2					4
				2			3		5
物理			2	2					4
化学						2	2		4
幾何				2	3				5
代数					2	2			4
経済						3			3
記簿				2	2				4
本邦法令							2		2
心理							2	2	4
教育学								6	6
学校管理法)							6	6	12
実地授業								18	18
体操									
計	28	28	28	28	28	28	28	28	224

初等師範学科「教育学学校管理法」：児童取扱心得，徳育智育体育ノ理，教育令，

小学校教則綱領，小学初等科授業法，教科書，学校ノ編制，生徒ノ管理，

校舎及校簿ノ整備等

中等師範学科「教育学学校管理法」：心理大意，徳育智育体育ノ理，教育史，

教育ニ関スル法令，小学初等科及中等科授業法，教科書，学校ノ編制，生徒ノ管理，

校舎及校簿ノ整備等

高等師範学科「教育学学校管理法」：徳育智育体育ノ理，教育史，教育ニ関スル法令，

小学各等科授業法，教科書，学校ノ編制，生徒ノ管理，校舎及校簿ノ整備等

高等師範学科「心理」：智情意等

学校制度全体の中では、「師範学校の位置は、学科の程度からみて、中学校程度、もしくはそれ以下の学校」<sup>(11)</sup>であった。また学科目と授業時数に関するここでの規定は各師範学校の教育内容のあり方を少なからず規定したものであり、「師範学校教育の画一化に先鞭をつけたもの」<sup>(12)</sup>との見方もなされる。

1883(明治16)年に「師範学校の設立・管理について定めた最初の総合的な規定」<sup>(13)</sup>として「府県立師範学校通則」が制定され、師範学校制度は全国的・統一的な整備が進められることになる。

## (2) 1886(明治19)年「師範学校令」及び「尋常師範学校ノ学科及其程度」制定

師範学校の目的を明確に規定し、その教育内容にまで全国的な画一化をもたらす最大の契機となったのは1886(明治19)年4月の「師範学校令」の制定である。

同令は第1条において「師範学校ハ教員トナルヘキヲ養成スル所トス」とその目的を規定し、さらに「但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注意スヘキモノトス」と定めている。また、師範学校は高等(尋常師範学校長及び教員の養成)と尋常(公立小学校長及び教員の養成)の2等に分かれ、高等師範学校は文部大臣の管理に属するものとして東京に1ヶ所設置し、尋常師範学校は府県に各1ヶ所設置するものとされた。

周知のとおり師範学校令は、前年に初代文部大臣に就任した森有礼の「普通教育の改革にあたってはまず教員養成教育の改革が第一」とする考えの具現化であった。そしてそれは、その後制定された師範学校に関する種々の法令においてさらに詳細に表され、全国の師範学校に浸透していったといえる。

5月には「尋常師範学校ノ学科及其程度」が制定され、学科目、時間配当などが子細に規定された。同規程によると、尋常師範学校は修業年限を4ヶ年とし授業時限は1年40週で1週34時以上とされた。また、最終学年を2分して「交互輪換シテ其一部ハ学業ヲ修メ他ノ一部ハ実地授業ニ就クヘキモノトス」(第5条)とされ、28時限の「実地授業」が設定されている。学科及び各学科の授業時間は表2のように配当され、この「表ニ依ルヘシ」(第5条)と規定されている。こうした規定は、教科書の検定制・指定制等の実施とも併せて、師範教育の内容に関する全国的画一化を確実に推し進めるものであった。

ここで、「府県定ムル所ノ課程表ノ一例」として紹介された学科課程によると「教育」科の内容は、〔第2学年：総論、智育ノ理〕〔第3学年：徳育体育ノ理、教授ノ原理、各学科ノ教授法〕〔第4学年：学校ノ設置編制管理ノ方法、本邦教育史、外国教育史ノ概略、実地授業〕とされている<sup>(14)</sup>。

表2によると、先の「師範学校教則大綱」が示した例とは異なって、普通科目と「教育」科とはほぼ並行履修になっている。また、この「教育」科は、時間配当からみるとほぼ全体の4分の1を占めるが、そのうち3分の2は「実地授業」が占めており、実用的・技術的な内容が重視さ

表2 「尋常師範学校ノ学科及其程度」(1886年, 明治19年)  
に規定された学科及び授業時間配当

学 科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
倫理	1	1	1	1	4
教育		2	8	4	42
				28 (実地授業)	
国語	3	1			4
漢文		2	2	2	6
英語	5	4	3	3	15
数学	4	3	3		10
簿記				2	2
地理歴史	3	3	3		9
博物	2	2	2	3	9
物理化学	2	2	2	3	9
農業手工 (男)	2	2	2	6	12
家事 (女)	5	5	4	5	19
習字図画	4	4	1	2	11
音楽	2	2	男 1 女 2	2	7
体操	男 6 女 3	6 3	6 3	6 3	12 12
	34	34	34	34	164

れていたことを窺うことができる。

ところで、先の「師範学校教則大綱」では教職科目にあたるものに「教育学」の名称が用いられていたが、本規程では「教育」に変化している。また、同年に制定された「高等師範学校ノ学科及其程度」では、「教育」ではなく「教育学」が設定されている。この点に関わって山田昇は、「実際の教授要項においては、教育と教育学を区別する原理は、必ずしも分明ではなく、この時点を出発点として、教育と教育学の区別が歴史的に形成されていくものとみるべきだろう」<sup>(15)</sup>と考察している。また、それぞれの学科内容から、「教育学では、一般的概括的に内容を示しているのに比して、教育はより詳細な具象的な教育内容を示している。…中略…『教育』科が、当初から、教育に関する学問研究と教育のための学科ではなく、授業法の伝授に出発した教育学から学問研究の要素をとりさった後の、教員養成のための実用的な職業学科として編成されたと考えられるのである」<sup>(16)</sup>と分析している。

尋常師範学校における「教育」科がもっていたこのような性格は、学校制度上の他の学校系統からの独立性（孤立性）や生徒への給費制と厳格な服務義務制などとも相まって、「教職を専門化するよりはむしろ特殊化する傾向を示し、いわゆる『師範タイプ』といわれる教師像を形成」<sup>(17)</sup>していく一つの要因でもあったと考えられよう。



(3) 1892(明治25)年「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正

1890(明治23)年に「教育に關スル勅語」が發布されるなど、明治20年代前半には徳育の重要性が強調されるようになる。1891(明治24)年には教育勅語の趣旨に基づいて「小学校教則大綱」が改正され、小学校で修身教育が重視・徹底されることになった。このようななかで、1892(明治25)年には「尋常師範学校ノ学科及其程度」が改正された。これもまた、教育勅語の趣旨に沿って師範学校の教育内容をさらに細かく画一的に規定するものであった。

同改正では、「男生徒ニ課スヘキ学科目ハ修身、教育、国語、漢文、歴史、地理、数学、物理化学、博物、習字、図画、音楽、体操トス」(第1条)、「女生徒ニ課スヘキ学科目ハ修身、教育、国語、漢文、歴史、地理、数学、理科、家事、習字、図画、音楽、体操トス」(第2条)として男女それぞれの学科目を規定し、男子に限って「土地ノ情況ニ依リ外国語、農業、商業、手工ノ中一科目若クハ数科目」を選択履修することができるとしている。明治19年の制定時の「倫理」が「修身」に変更されている点は、上述の経緯から理解されるところである。修業年限は男子4ケ年、女子3ケ年(第3条)とされ、「教授日数ハ毎年45週教授時間ハ毎週34時トス」(第7条)とされている。

この改正の特徴は、10項目にわたる「尋常師範学校ノ教育ノ要旨」の規定と、各学科目の学年毎の時間配当に加えての、各学年で扱われるべき内容の規定である。

前者の規定は次の如くである。

第9条 尋常師範学校ノ教育ノ要旨ハ左ノ如シ

- 1 尋常師範学校ニ於テハ師範学校令ノ趣旨ニ基キテ生徒ヲ教育スヘシ
- 2 精神ヲ鍛練シ徳操ヲ磨励スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 3 尊王愛国ノ志気ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明カニシ国民タル志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 4 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タルモノニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓戒ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス
- 5 身体ノ健康ハ業ヲ成ス基ナリ故ニ生徒ヲシテ平素衛生ニ留意シ体操ヲ勉メ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス
- 6 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ小学校教則大綱ノ旨趣ニ副ハンコトヲ旨トスヘシ
- 7 教授ハ常ニ其方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ会得セシメンコトヲ務ムヘシ
- 8 言語ノ明瞭正確ナルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ必要トス故ニ教授ノ際常ニ生徒ヲシテ其口述ヲ正シクシ以テ言語ヲ練習セシメンコトヲ務ムヘシ
- 9 学習ノ法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ学識ヲ進メ

技芸ヲ研ク習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

#### 10 学科ハ規定ノ教科書ニ基キテ教授センコトヲ要ス

また、後者の各学科の学年ごとの内容についての規定は表3の如くである。この表を前掲の表2と比較すると、次のような変化がみられる。すなわち、明治19年時には各学科の教授法が「教育」科の中に含まれていたのに対して、この課程では、各普通学科目の内容の最後に、各学科目の教授法が盛り込まれている。各普通学科目の内容において、学問性よりも教授法の実用性が重視されることになったといえよう。

また、「教育」科の時数の減少がみられるが、上記の問題を踏まえると、それは教授法的内容の各科への分配によるものと推測される。この時点での「教育」科の時数の減少は、学科課程上の「教育」科の相対的地位低下とは考え難い。むしろその内容が普通学科目の中へ移行されることによって、教授法中心という観点からの学科課程全体の再編成と考えられよう。「教育」科の内容においても、依然として実地授業の時数が半分以上を占めており、教職専門教養として実用的・技術的側面が重視されていたことが窺われよう。

もう1点指摘するとすれば、前掲の第9条の規定と「教育」科の内容規定、さらに各普通学科目に教授法的内容が盛り込まれたこと等を考え併せると、「教育」科の役割の重点が「精神の鍛練」や「尊王愛国の志気」といった教育者精神の涵養に置かれることになったと考えられる。

この改正について、山田昇は「これによって各学科の教授をすべて『児童ニ教フル順序方法ヲ会得セシムヘキモノ』となし、師範学校の学科課程全体を教授法的配慮のもとにおくこととした。初等教育を終了してまだ中等普通教育を受けていない生徒にいきなり教授法的な教育をする形態となった」<sup>(18)</sup>と指摘している。また、このような課程により、「師範教育は、目的、閉鎖的に教員養成を志向し、しかもその教育内容は、学問研究の実践を含まないばかりか、高度な学問研究の成果から遠ざかりつつ、限定的なものになっていった」<sup>(19)</sup>とも分析している。

1897(明治30)年には「師範学校令」が廃されて「師範教育令」が制定された。同令は、「1府県に1校」とされていた師範学校の増設や女子師範学校の独立設置などを認めたが、教育内容等に関してはほぼ明治25年の規程を継承した。そして明治30年代には、一般の教育書とは別に、「特別に簡便な教科教科書が普及するようになり、教育者精神の育成を目的とする師範学校用の教科用図書に閉じこめられていく傾向」<sup>(20)</sup>がみられ、師範教育は一層限定性、画一性を強めていくことになる。

#### (4) 1907(明治40)年「師範学校規程」及び1910(明治43)年「師範学校教授要目」制定

1907(明治40)年4月の「師範学校規程」は、それまでの師範学校に関する諸規程を総括する内容をもち、その制度と教育内容に関する重要な改変を行うものであった。

制度上の最大の改正点は、本科を第一部と第二部に2分したことである。1ヶ年の予備科を

表3 改正「尋常師範学校の学科及其程度」(1892年, 明治25年)に規定された学科及びその内容

学科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
修身	2	2	2	2	8
教育	2	2	3	2	24
国語	4	2	2	15	8
漢文	2	2	2	2	6
歴史	2	2	1	2	6
地理	2	2	3	2	5
数学	4	4	3	2	13
物理	2	2	2	2	9
博物	3	2	2	1	7
習字	2	2	2	2	7
図画	1	1	2	3	5
音楽	1	6	6	3	7
体操	6	3	3	3	6
外国語	2	3	3	3	21
農業	2	3	3	3	11
商業	2	3	3	3	11
手工	2	3	3	3	11
計	34	34	34	34	136

※ 数字は週毎の時数。外国語、農業、商業、手工については、うち1科目を履修するものとしている。  
 第10条の規定に依り、男子の学科課程を示した。  
 漢文以下の内容は省略した。

置き、その上に本科第一部を、そしてそれとは別に高等女学校または中学校の修了を入学資格とする本科第二部を置いた（但し、本科第二部は「土地の情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」（第2条）とされた）。予備科は「本科第一部ニ入学セントスル者ニ必要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的」（第3条）とされ、本科第一部の修業年限は4ケ年、本科第二部の修業年限は男子1ケ年、女子2又は1ケ年とされている。

この改正は、同年3月の小学校令改正による尋常小学校の修業年限の延長（4ケ年→6ケ年）、すなわち義務教育年限の延長に伴う教員の資質向上の要請を背景としていた<sup>(21)</sup>。そして、そのことは本科第二部の設置にあらわれている。同規程制定と同時に出版された文部省訓令はこの点について、「第二部ニ於テハ主トシテ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者ヲ入学セシメ之ニ1箇年若ハ2箇年必要ナル教育ヲ施シ以テ第一部ニ於ケルト同等ノ成績ヲ挙ケシメンコトヲ期セリ從來此等ノ学校卒業者ニシテ小学校ニ教員タル者少カラスト雖教授訓練ニ関スル知識技能未タ十分ナラサルモノアリ近年地方ニヨリテハ短期ノ講習科ヲ設クルモノナキニアラス而モ其ノ期間、学科目、教授時数ノ如キ正教員養成ノ機関トシテハ頗ル不完全タルヲ免レス是レ今回一定ノ課程ノ下ニ新ニ第二部ヲ設ケ正教員養成ノ途ヲ開キタル所以ナリ」と記している。

普通教育の学校とは全く独立（孤立）して初等教育修了後に位置づけられてきた師範学校は、本科第二部の創設によって、副次的な性格とはいえ、中等教育修了後に位置づく正規の課程を得たことになる。そしてこのことは、後述するように1943（昭和18）年に師範学校が高等教育段階の専門学校程度へと「昇格」されることにつながっていく。

予備科及び本科第一部男子と本科第二部男子に限って、学科目及び各学科目の週毎の時数を示したのが、表4-1、表4-2である。

同規程では、各学科目の「要旨」についても規定している。「教育」科については、「第9条教育ハ教育ニ関スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ小学校教育ノ旨趣方法ヲ詳ニシ教育ノ技能ヲ習得セシメ兼テ教育者タルノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス教育ハ心理及論理ノ大要ヨリ始メ教育ノ理論、教授法及保育法ノ概説、近世教育史ノ大要、教育制度、学校管理法、学校衛生を授ケ又教育実習ヲ課スヘシ前項ノ外女生徒ニ就キテハ便宜保育実習ヲ課スヘシ」と規定されている。ここでは「教育」科において、①教育に関する一般的知識（特に小学校教育の旨趣方法）、②教育の技能、③教育者たる精神、が中心とされるべきことが規定されているといえよう。

各学科目の学年毎の時数や内容の詳細については、1910（明治43）年制定の師範学校教授項目において規定されている。そのうち「教育」科に関する規定とそれらに関する「注意」事項のみ示したものが表5である。先の表3と表5とを比較すると、この教授要目が教育内容の細目まで詳細に規定していることが一目瞭然であろう。そして、「結局、自主的な教授要項、少なくとも自主的な教育課程研究の志向は、明治43年の師範学校教授要目の出現とともに、もはや、その展開を望むことができない<sup>(22)</sup>」という事態に及び、「この教授要目は、幾たびか部分的な改訂を経ながら、太平洋戦争のさなかに、戦時下師範教育体制（昭和18年、改正師範教育令）の施かれる

まで師範学校の教育内容をすみずみまで規制し、統制」<sup>(23)</sup>していくことになるのである。

その後、大正期から昭和期にかけて、師範学校制度の改革論議が活発に展開されていくが、明治期に確立された師範学校の教育内容統制の基本的枠組みは揺らぐことなく貫かれていくことになる。  
(以下、本誌次巻に続く)

表4-1 「師範学校規程」(1907年、明治40年)に規定された学科課程  
(予備科及び本科第一部の男子のみの場合、第27条に基づく)

学 科	予備科	本 科 第 1 部				計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
修身教育	2	2	1 2	1 4	1 3 (教育実習)9	5 18
国語及漢文	10	6	4	3	2	15
英語		3	3	3	2	11
歴史		2	2	2		6
地理		2	2	1		5
数学	6	4	3	3	2	12
博物		3	2	1		6
物理及化学			2	3	4	9
法制及経済					2	2
習字	3	2	1	1		4
図画	2	) 3	3	3	3	12
手工						
音楽	2	2	2	2	1	7
体操	6	5	5	5	3	18
農業又ハ商業			2	2	2	6
計	31	34	34	34	34	136

表4-2 「師範学校規程」(1907年、明治40年)  
に規定された学科課程  
(本科第二部の男子のみの場合、  
第40条に基づく)

学 科	第1学年
修身教育	2 7 教育実習8
国語及漢文	2
数学	2
博物	) 3
物理及化学	
法制及経済	2
図画	) 3
手工	
音楽	2
体操	3
計	34

(以下、本誌次巻に続く)

表5 「師範学校教授要目」(1910年, 明治43年)に規定された「教育」科の内容  
(本科第一部の男子の場合)

第2学年	第3学年	第4学年
<p>2 心理 心的現象 心理研究ノ方法 意識 類化 感応 品性 感覺 直観 推望 欲望 本能 概念 衝動 發達</p> <p>注意 記憶 情緒 個性 想像 情操 心ノ</p>	<p>4 論理 名辭 命題 論式 演繹法 歸納法 教育ノ理論 教授法及保育法 教育ノ意義 教育ノ効果 教育ノ目的 ニ関スル概説 小学校教育ノ目的 養護ノ目的 兒童身体ノ發達 養護ノ方法 教授ノ目的 教材ノ選択及配列 教授ノ方法 訓練ノ目的 個性ト訓練 訓練上ノ家庭 及社会トノ關係 訓練ノ方法 養護、教授、 訓練ノ關係 教育ノ訓練及場所 保育ノ方法 保育ノ目的 保育ノ方法</p>	<p>3 近世教育史 近世本邦教育ノ概要 近世欧米教育ノ概要 欧米現時ノ学制及ビ教育ノ趨勢 本邦維新以後ノ教育 教育制度、学校管理法、学校衛生 教育制度ノ概要 小学校の本旨及種類 小学校ノ設置 小学校ノ教科及編制 小学校ノ設備 就学 小学校ノ教員 小学校ノ費用負担及授業料 小学校ニ類スル各種学校 幼稚園 小学校ノ管理及監督 採光、通風、暖房、清潔法 教授上ノ衛生 身体検査 学校伝染病 救急療法ノ大要 教育実習</p> <p>9 初ハ附属小学校ニ於ケル實際ト模範教授トヲ 參觀セシメテ説明ヲ与ヘ然ル後教授草案ヲ調 製シテ実地授業ニ当ラシメテ指導教員ハ教授ニ 當テサテ生徒ヲ率キテ之ニ立会ヒ其ノ指示ヲ 監督シテ適否ヲ論評シ應用上ノ注意ヲ指示ス ヘシ又常ニ管理訓練ノ實際ニ當ラシメ各種ノ 研究問題ヲ課スル等ノコトヲナサスヘシ</p>
<p>注意 1 心理ヲ授クルルニハ努メテ教育上ノ實際ニ応用シテ之ヲ説明スヘシ 2 論理ヲ授クルルニハ教育上ノ應用ニ注意シ思考ノ練習ニ重キヲ置クヘシ 3 教育ノ理論及実地教育ヲ授クルルニハ倫理、心理、論理等ノ知識ヲ応用シテ教育ノ理ヲ論ズルニ重キヲ置クヘシ 4 教授法及保育法ヲ授クルルニハ兒童心身ノ發育ノ理ニ基キ教育ノ理論ト實際ト異ルヘキ原理ヲ明カニシ且日常ニ小学校教育ノ實際ニ通セシメンコトヲ努ムヘシ 5 近世教育史ヲ授クルルニハ常ニ其ノ現時ニ及ホシタル影響ニ着目シ殊ニ小学校ノ變遷ニ重キヲ置クヘシ又教育ノ思想制度ノ變遷及其ノ相互ノ關係ヲ知ラシ メ主ナル教育史ノ學說及人物ヲ其ノ時勢ト関連シテ授ケ更ニ其ノ教育上ニ及ホシタル影響ヲモモカニスルヲ要ス 6 教育制度、学校管理法及学校衛生ヲ授クルルニハ凡テ小学校教育ノ實際ノ事項ニ就キテ其ノ理法ヲ詳ニ示シ現行ノ法令規則ノ要旨ヲ明カニシ之ノカ適用ヲ誤ラ サラシメンコトヲ要ス</p>		

〔注〕

(1) 数多くの研究がなされているが、例えば次のものがある。

- ・海後宗臣編『＜戦後日本の教育改革8＞教員養成』東京大学出版会，1971年。
- ・海後宗臣・寺崎昌男編『＜戦後日本の教育改革9＞大学教育』東京大学出版会，1971年。
- ・山田昇「学芸大学の理念について」『和歌山大学教育学部紀要（教育科学）』19, 1969年，109～121頁。
- ・山田昇「教育刷新委員会におけるアカデミシャンズとエデュケーショニスト」『同上』20, 1970年，87～96頁。
- ・山田昇「教育刷新委員会における教育学科の構想」『同上』21, 1971年，73～83頁。
- ・山田昇「教育刷新委員会における教員養成制度改革構想」，国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第6巻，文唱堂，1974年，500～544頁。
- ・山田昇「戦後日本における教員養成制度の改革(1)～(5)」『和歌山大学教育学部紀要（教育科学）』26・27・29・30・32, 1977・1978・1980・1981・1983。

(2) 日本教育行政学会第25回大会での共同研究発表（TEES研究会）「教師養成教育と教育学教育の連続性に関する研究（その2）——新制大学発足時における『教育学部』構想の形成・展開過程①——」（1990年10月5日，上越教育大学）において，筆者は「教育刷新委員会の諸論議にみる戦後教員養成制度改革の起点」について口頭発表を行っている。この発表は上掲注(1)の山田昇の諸論文に依拠しながら，教育刷新委員会における「大学における養成」と「開放制」に関連した諸論議の過程を整理・考察したものである。また同共同研究としては，それを踏まえながら，京都学芸大学，奈良学芸大学，和歌山大学学芸学部，岡山大学教育学部，信州大学教育学部の創設過程，すなわち師範学校から新制大学・学部への転換過程についての事例分析を行っている。この内容については，北神正行・榊原禎宏「新制大学発足時における『教育学部』構想の展開」『教育行財政研究』第18号（1991）を参照されたい。また，木岡一明「教育学部史研究の方法論的課題」『現代学校研究論集』第9巻（1991）も併せて参照されたい。なお本稿は，上記共同研究発表資料の中の「資料編」の一部を加筆・修正したものである。

(3) 1876（明治9）年までには全府県が教員養成機関を設立したという（仲新監修『＜学校の歴史第5巻＞教員養成の歴史』第一法規，4～5頁）。

(4) 山田昇「師範学校制度下の『教育』科に関する考察」『和歌山大学教育学部紀要（教育科学）』15, 1965年，40頁。

(5) 文部省，『学制百年史』帝国地方行政学会，240頁。

(6) 山田昇，注(4)，41頁。

(7) 文部省，注(5)，240頁。

(8) 仲新監修，注(3)，6頁。

- (9) 山田昇, 注(4), 41頁.
- (10) 黒田茂次郎・土館長言著, 『明治学制沿革史』, 有名書房, 1989年, 604頁.
- (11) 仲新監修, 注(3), 6頁.
- (12) 山田昇, 注(4), 41頁.
- (13) 仲新監修, 注(3), 6頁.
- (14) 黒田茂次郎・土館長言著, 注(10), 611頁.
- (15) 山田昇, 注(4), 42頁.
- (16) 山田昇, 注(4) 42頁.
- (17) 仲新監修, 注(3), 8頁.
- (18) 山田昇, 「教員養成における教職教育の位置に関する歴史的検討」, 『日本の教育史学』第13集, 1970年, 44頁.
- (19) 山田昇, 注(4), 49頁.
- (20) 山田昇, 「師範学校における教育学」, 『教育』246号, 1970年3月, 10頁.
- (21) 「師範学校規程」制定と同時に「新令制定の趣旨」を示した文部省訓令第6号によれば,  
「近年我邦教育ノ進歩ニ伴ヒ師範学校ノ現行規定中改正ノ必要ヲ感スルモノ少カラス殊ニ今  
回義務教育ノ年限延長セラレタルニ際シ適良ナル教員ノ要請ヲ要スルコト益々切ナルニ至レ  
リ」と記されている(文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第5巻, 龍吟社,  
1939年, 574頁)。
- (22) 山田昇, 注(4), 52頁.
- (23) 山田昇, 注(4), 52頁.